

## 行財政改革の動向と本市の状況

□総論

国	神奈川県
<p>&lt;行政改革推進本部(H25.1閣議決定)&gt;            ○国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政改革を政府一体となって、総合的かつ積極的に推進することを目的として、内閣に設置</p> <p>本部長 内閣総理大臣            本部長代理 副総理            副本部長 行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣            本部員 他の全ての国務大臣</p> <p>&lt;行政改革推進会議            (H25.1行政改革推進本部決定)&gt;            ○行政改革推進本部の下、行政改革に関する重要事項の調査審議等を実施するため開催</p> <p>議長 内閣総理大臣            議長代理 副総理            副議長 行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣            構成員 内閣総理大臣が指名する国務大臣及び行政改革に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者</p>	<p>&lt;新たな行政改革の指針(H24.3)&gt;            ○項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 無駄のない行政運営</li> <li>2 課題解決力の高い組織づくり</li> <li>3 協働・連携の推進</li> <li>4 財政の強化・安定</li> </ol> <p>&lt;神奈川県緊急財政対策            (H24.10神奈川県緊急財政対策本部)&gt;            ○具体的取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重点的取組み               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県有施設の見直し</li> <li>(2) 県単独補助金・負担金の見直し</li> <li>(3) 人件費の抑制</li> <li>(4) 公共建築工事の積算方式の見直し</li> </ol> </li> <li>2 その他の取組み               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県有財産の有効活用</li> <li>(2) その他の財源対策</li> </ol> </li> <li>3 中長期的課題への対応               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方税財政制度改革の実現に向けた取組み</li> <li>(2) 「神奈川県の教育を考える調査会」による検討</li> </ol> </li> </ol>

大阪市	川崎市
<p>&lt;市政改革プラン(H24.7)&gt;</p> <p>○改革の基本原則</p> <p>(1) 「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)の徹底</p> <p>ア 多様な協働による活力ある地域社会づくり</p> <p>イ 住民に身近なところで地域社会づくりを支える区政運営</p> <p>(2) 行政サービスの内容を住民の選択にさらすなど常に成果を意識するとともに、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行政運営</p> <p>○具体的な取組の方向性</p> <p>(1) 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり</p> <p>(2) 自律した自治体型の区政運営</p> <p>(3) ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営</p>	<p>&lt;新たな行財政改革プラン(H23.3)&gt;</p> <p>○ねらい1</p> <p>再び直面する厳しい状況を乗り越える</p> <p>○ねらい2</p> <p>将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る～「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」を目指して～</p> <p>○改革の実現に向けた6つの取組</p> <p>取組Ⅰ 効率的、効果的な行政体制の整備</p> <p>取組Ⅱ 組織力の強化に向けた取組</p> <p>取組Ⅲ 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり</p> <p>取組Ⅳ 市民サービスの再構築</p> <p>取組Ⅴ 地方分権改革等に向けた取組</p> <p>取組Ⅵ 将来を見据えた都市基盤整備の整備と活用</p>

□総人件費改革

国	神奈川県
<p>&lt;行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(H24.4 衆院提出)&gt;</p> <p>○国家公務員の総人件費に関して、H21年度当初予算からの2割削減目標 →実施期限や具体的な手順は示されず。 ※継続審議</p> <p>&lt;平成25年度の国家公務員の新規採用抑制について (H24.4 閣議決定、H25.1 一部改正)&gt;</p> <p>○各府省の国家公務員に係るH25年度の新規採用者数について、H21年度に比べ全体として約5割の抑制</p>	<p>&lt;新たな行政改革の指針(H24.3)&gt;</p> <p>○簡素で効率的な執行体制とするため、民間活力の活用、組織再編や施策・事業の見直しなどにより、引き続き職員数の見直しに取り組む。</p> <p>&lt;神奈川県緊急財政対策 (H24.10 神奈川県緊急財政対策本部)&gt;</p> <p>○具体的取組み</p> <p>1 重点的取組み</p> <p>(3)人件費の抑制</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>○組織再編や施策事業の見直しなどにより、職員数の削減に取り組むとともに、職員にも相応の負担を求めるなど人件費総額の抑制に取り組む。</p> <p>イ 具体策</p> <p>(ア)職員数の削減 組織、県有施設、施策・事業の徹底的な見直しを行い、職員数を削減</p> <p>(イ)人件費総額の抑制</p> <p>○緊急財政対策を進めるため、これまでの取組みを踏まえて、職員給与を減額</p> <p>○職員の退職手当の見直し</p>

大阪市	川崎市
<p>&lt;市政改革プラン&gt;</p> <p>○H27 年度を目処に職員数を半減させる方針  H23. 10 約 3 万 8000 人  →H27. 10 約 1 万 9, 350 人</p> <p>※地下鉄・市バス、病院、水道、下水、ごみ収集・焼却、保育園・幼稚園を対象に、経営形態の変更（民営企業化、独立法人化、広域企業団化、一部事務組合化）により 1 万 6400 人を削減</p> <p>※その他についても、施策・事業のゼロからの再構築等により削減を進める。</p>	<p>&lt;新たな行財政改革プラン&gt;</p> <p>○H23～25 年度の職員削減目標  ▲約 600 人  （▲約 1000 人、＋約 400 人）</p> <p>・財政フレームにおいて、行財政改革による人件費の見直しを、毎年度 16 億円見込んでいる。</p> <p>※過去の実績</p> <p>・一般会計人件費のうち職員給（予算額）  H14 年度 923 億円  →H25 年度 667 億円  （▲27. 7%、▲256 億円）</p> <p>・職員数  H14 年度 16, 143 人  →H24 年度 13, 410 人  （▲16. 9%、▲2, 733 人）</p>

□給与減額措置等

国	神奈川県
<p>&lt;国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（H24. 2. 29 成立）&gt;                      ○H24～25年度の2年間、次のとおり給与減額措置</p> <p><b>一般職</b>                      H23 年度人事院勧告実施分も含めて平均▲7.8%（諸手当を含めた年収における平均減額割合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・俸給月額 ▲4.77%～▲9.77%</li> <li>・俸給の特別調整額(管理職手当) ▲10%</li> <li>・期末及び勤勉手当 ▲9.77%</li> </ul> <p><b>特別職</b>                      俸給月額、期末手当の▲10～▲30%など</p> <p>○付則で、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において「自主的かつ適切に対応」と規定</p>	<p><b>一般職</b>                      ○H24 年度の1年間、管理職手当 ▲10%</p> <p>○H25～H26 年度の2年間                      給料及び地域手当 ▲4%～▲6%                      管理職手当 ▲10%</p> <p><b>特別職</b>                      ○H24 年度の1年間                      期末手当 知事 ▲15%</p> <p>○H25～H26 年度の2年間                      給料・地域手当 知事 ▲25%</p> <p>※知事（減額前）                      給料月額 145 万円                      期末手当 2.6 月分/年</p>

□議員歳費（報酬）カット

国	神奈川県
<p>&lt;議員歳費削減法（H24. 4 成立）&gt;                      H24 年 5 月から 2 年間                      歳費月額、期末手当 ▲12.88%                      （年間 計▲270 万円）</p> <p>※減額前                      歳費月額 議長 217 万円                                        副議長 158.4 万円                                        議員 129.4 万円                      期末手当も含め約 2100 万円/年</p>	<p>○H25～H26 年度の2年間                      報酬 ▲7%                      期末手当 ▲5%                      （年間 計▲104 万円～▲129 万円）</p> <p>※減額前                      報酬月額 議長 120 万円                                        副議長 108 万円                                        議員 97 万円                      期末手当 3.95 月分/年</p>

大阪市	川崎市
<p><b>一般職</b></p> <p>○H24～26年度の3年間、次のとおり減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料月額 ▲3.0～▲14.0%</li> <li>・管理職手当 ▲5%</li> </ul> <p>○H24年度から当分の間、退職手当を ▲5%</p>	<p><b>一般職</b></p> <p>※これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与水準の引下げ(平均▲4.8～▲9.8%) (H19.4)</li> <li>・特殊勤務手当の見直し(55手当→12手当) (H20.4)</li> <li>・退職手当の見直し(支給水準引下げ62.70月→59.28月) (H16.3)</li> <li>・管理職手当▲10%(H10.4～H11.3、H15.1～H19.3)</li> </ul>
<p><b>特別職</b></p> <p>○在任中、次のとおり減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長 給料月額▲42%</li> <li>退職手当▲81%</li> </ul> <p>※市長(減額前)</p> <p>給料月額 142万円</p> <p>期末手当 3.95月分/年</p>	<p><b>特別職</b></p> <p>※これまでの取組</p> <p>市長の期末手当の算定の基礎となる額から、給料月額の▲10%(H10.4～H11.3)、▲50%(H14.12～H18.6)、▲20%(H18.12)を減額</p> <p>※市長 給料月額 125万円</p> <p>期末手当 2.95月分/年</p>

大阪市	川崎市
<p>・H23～H24年度の2年間 報酬月額▲20%</p> <p>⇒H26年度まで2年間延長の方向</p> <p>※報酬月額(減額前)</p> <p>議長 120万円</p> <p>副議長 106万円</p> <p>議員 97万円</p> <p>期末手当 3.95月分/年</p>	<p>※報酬月額 議長 103万円</p> <p>副議長 92万円</p> <p>議員 83万円</p> <p>期末手当 2.95月分/年</p> <p>※これまでの取組</p> <p>期末手当の算定の基礎となる額から、報酬月額の10%を減額(H10.4～H11.3、H14.12～H15.3、H15.12～H18.12)</p>

(参考)

公務員の給与改定に関する取扱いについて  
(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)【抜粋】

5 各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところであるが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成 25 年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。

平成 25 年度地方財政計画のポイント

○一般財源総額について平成 24 年度と同水準を確保

○地方公務員給与費の臨時特例

平成 25 年 7 月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与関係経費を削減

・給与削減費 0.9 兆円

○防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応

防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を、歳出に特別枠を設定して計上

・全国防災事業費(地方負担分) 0.1 兆円

※東日本大震災分(全国防災事業)に計上

・緊急防災・減災事業費 0.5 兆円

・地域の元気づくり事業費 0.3 兆円

※算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映



# 全国市長会の緊急アピール

《国による地方交付税削減・地方公務員給与削減要請について》

- 1 地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえ、住民や議会の意思に基づき各自治体が自主的に決定すべきものであり、ましてや、地方の固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであり、誠に遺憾である。
- 2 現下のデフレ基調のなか、厳しい地域経済を回復基調に乗せるためにも地方公務員の給与削減は、極めて問題である。経済界に対し民間給与の引き上げを要請している政府の立場とも矛盾すると言わざるを得ない。
- 3 今回公表されたラスパイレス指数は、臨時的に削減された国家公務員給与との比較によるものであり、これまで国を上回って市町村が行ってきた10年間で1.6兆円の総人件費の削減、13万人の人員削減の行革努力がまったく反映されていないことを再三指摘してきたところである。
- 4 今後、ラスパイレス指数を含め、国・地方を通じる中長期の公務員の給与・定数のあり方について、早急に、「国と地方の協議の場」での議論を開始すべきであり、実効ある運営を図るために分科会を積極的に活用すべきである。

平成 25 年 2 月 20 日

全 国 市 長 会